



- は置換を示します
- は挿入を示します
- は削除を示します

令和二年度第三次補正

事業再構築補助金

公募要領

(第3回)

公募期間：令和3年7月30日(金) ~ 令和3年9月21日(火)18:00まで(厳守)

1.1版

令和3年7月

古いファイル：
koubo001_3_1.1_20210803.pdf
41 ページ (1.58 MB)
2021/08/04 9:36:10

VS

新しいファイル：
koubo003_1.2_20210827.pdf
41 ページ (1.59 MB)
2021/08/27 12:06:56

変更の合計

197

内容

105 件の置換
33 件の挿入
18 件の削除

スタイルと注釈

37 件のスタイル
4 個の注釈

[最初の変更に移動 \(1 ページ\)](#)

令和二年度第三次補正

事業再構築補助金

公募要領

(第3回)

公募期間：令和3年7月30日(金) ~ 令和3年9月21日(火)18:00まで(厳守)

1.2版

令和3年8月

【② 大規模賃金引上枠】

項目	要件
概要	多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる中小企業等の事業再構築を支援。（すべての公募回の合計で、150社限定）
補助金額	3,000万円超～1億円
補助率	中小企業者等 2/3（6,000万円超は1/2） 中堅企業等 1/2（4,000万円超は1/3）
補助事業実施期間	交付決定日～12か月以内（ただし、採択発表日から14か月後の日まで）
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

（※）大規模賃金引上枠で不採択の場合は、通常枠で再審査されます。再審査にあたっては事業者での手続きは不要です。

【③ 卒業枠】

項目	要件
概要	事業再構築を通じて、資本金又は従業員を増やし、3年～5年の事業計画期間内に中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する中小企業者等が行う事業再構築を支援。（すべての公募回の合計で、400社限定）
補助金額	6,000万円超～1億円
補助率	2/3
補助事業実施期間	交付決定日～14か月以内（ただし、採択発表日から16か月後の日まで）
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、海外旅費

（※）卒業枠で不採択の場合は、通常枠で再審査されます。再審査にあたっては事業者での手続きは不要です。

【④ グローバルV字回復枠】

項目	要件
概要	事業再構築を通じて、コロナの影響で大きく減少した売上がV字回復させる中堅企業等を支援。（すべての公募回の合計で、100社限定）
補助金額	8,000万円超～1億円
補助率	1/2
補助事業実施期間	交付決定日～14か月以内（ただし、採択発表日から16か月後の日まで）

【② 大規模賃金引上枠】

項目	要件
概要	多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる中小企業等の事業再構築を支援。（すべての公募回の合計で、150社限定）
補助金額	【従業員数101人以上】8,000万円超～1億円
補助率	中小企業者等 2/3（6,000万円超は1/2） 中堅企業等 1/2（4,000万円超は1/3）
補助事業実施期間	交付決定日～12か月以内（ただし、採択発表日から14か月後の日まで）
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

（※）大規模賃金引上枠で不採択の場合は、通常枠で再審査されます。再審査にあたっては事業者での手続きは不要です。

【③ 卒業枠】

項目	要件
概要	事業再構築を通じて、資本金又は従業員を増やし、3年～5年の事業計画期間内に中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する中小企業者等が行う事業再構築を支援。（すべての公募回の合計で、400社限定）
補助金額	6,000万円超～1億円
補助率	2/3
補助事業実施期間	交付決定日～14か月以内（ただし、採択発表日から16か月後の日まで）
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、海外旅費

（※）卒業枠で不採択の場合は、通常枠で再審査されます。再審査にあたっては事業者での手続きは不要です。

【④ グローバルV字回復枠】

項目	要件
概要	事業再構築を通じて、コロナの影響で大きく減少した売上がV字回復させる中堅企業等を支援。（すべての公募回の合計で、100社限定）
補助金額	8,000万円超～1億円
補助率	1/2
補助事業実施期間	交付決定日～14か月以内（ただし、採択発表日から16か月後の日まで）

- ※ 2020年10月以降の連続する6か月間で付加価値額が15%以上減少していることを確認できる場合は、添付書類を簡素化することができます。(P15「【売上高(等)減少要件】について」を参照してください。)
- ※ 事業や店舗ごとではなく、企業単位で事業や店舗を合算した付加価値額が減少している必要があります。
- ※ 主たる事業の他に副業等で発生した付加価値額についても合算して算出してください。
- ※ 詳細は別添「売上高減少等に係る証明について」を参照してください。

⑤ 決算書【*】(直近2年間の貸借対照表、損益計算書(特定非営利活動法人は活動計算書)、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表)

- ※ 2年分の提出ができない場合は、1期分の決算書(貸借対照表、損益計算書(特定非営利活動法人は活動計算書)、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表)を添付してください。
- ※ 決算書の添付ができない中小企業等は、法人等の全体の事業計画書及び収支予算書を添付してください。
- ※ 製造原価報告書及び販売管理費明細は、従来から作成している場合のみ添付してください。

⑥ ミラサポplus「電子申請サポート」の事業財務情報

- ※ 「中小企業向け補助金 総合支援サイト ミラサポ plus」(<https://mirasapo-plus.go.jp/>)の「電子申請サポート」で事業財務情報を作成の上、ブラウザの印刷機能でPDF出力し、添付してください。
(参考) [ミラサポ plus により電子申請サポートの作成を行うには](#)
[ミラサポ plus での財務情報の管理方法 \(Youtube\)](#)

⑦ 賃金引上げ計画の表明書【**】(大規模賃金引上げのみ)

- ※ 申請時点の直近月の事業場内最低賃金が明記され、これを引き上げる計画がわかる書面を提出してください。
- ※ 併せて、直近の事業場内最低賃金で雇用している従業員全てが分かる賃金台帳(又はそれに相当する書類)を提出してください。対象月については、賃上げ表明書と同じ月であることを確認してください。

⑧ 海外事業の準備状況を示す書類【*】(卒業枠(グローバル展開を実施する場合に限る)・グローバルV字回復枠のみ)

- ・次のいずれかに該当する資料又はそれに準ずる資料

海外直接投資：海外子会社等の事業概要・財務諸表・株主構成が分かる資料
 海外市場開拓：海外市場の具体的な想定顧客が分かる資料
 インバウンド市場開拓：インバウンド市場の具体的な想定顧客が分かる資料
 海外事業者との共同事業：共同研究契約書又は業務提携契約書(検討中の案を含む) 等

- ※ Word等で作成の上、PDF形式に変換した電子ファイルを電子申請システムの所定の場所に添付してください(様式自由、ページ数制限なし)。
- ※ 提出資料は日本語で作成されたもの、もしくは日本語訳のあるものに限りします。

⑨ 従業員数を示す書類【**】(卒業枠、グローバルV字回復枠は不要)

- ・労働基準法に基づく労働者名簿の写し
- ※ 最低賃金特別枠に申請する場合には、申請時点のものに加え、最低賃金要件の対象となる3か月分の労働者名簿についても提出する必要があります。ただし、変更がない場合には、申請時点のもののみでかまいません。

⑩ 事業場内最低賃金を示す書類【**】(最低賃金枠のみ)

- ・最低賃金確認書(事業者名)
- ※ 別途公開のエクセルフォーマットに入力の上、提出してください。
- ※ 併せて、最低賃金要件の対象となる3か月分、最低賃金+30円以内の従業員全てがわかる賃金台帳(又はそれに相当する書類)を提出してください。

- ※ 2020年10月以降の連続する6か月間で付加価値額が15%以上減少していることを確認できる場合は、添付書類を簡素化することができます。(P15「【売上高(等)減少要件】について」を参照してください。)
- ※ 事業や店舗ごとではなく、企業単位で事業や店舗を合算した付加価値額が減少している必要があります。
- ※ 主たる事業の他に副業等で発生した付加価値額についても合算して算出してください。
- ※ 詳細は別添「売上高減少等に係る証明について」を参照してください。

⑤ 決算書【*】(直近2年間の貸借対照表、損益計算書(特定非営利活動法人は活動計算書)、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表)

- ※ 2年分の提出ができない場合は、1期分の決算書(貸借対照表、損益計算書(特定非営利活動法人は活動計算書)、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表)を添付してください。
- ※ 決算書の添付ができない中小企業等は、法人等の全体の事業計画書及び収支予算書を添付してください。
- ※ 製造原価報告書及び販売管理費明細は、従来から作成している場合のみ添付してください。

⑥ ミラサポplus「電子申請サポート」の事業財務情報

- ※ 「中小企業向け補助金 総合支援サイト ミラサポ plus」(<https://mirasapo-plus.go.jp/>)の「電子申請サポート」で事業財務情報を作成の上、ブラウザの印刷機能でPDF出力し、添付してください。
(参考) [ミラサポ plus により電子申請サポートの作成を行うには](#)
[ミラサポ plus での財務情報の管理方法 \(Youtube\)](#)

⑦ 賃金引上げ計画の表明書【**】(大規模賃金引上げのみ)

- ※ 申請時点の直近月の事業場内最低賃金が明記され、補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3~5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を45円以上引き上げる計画に従業員等に表明していることがわかる書面を提出してください。
- ※ 併せて、直近の事業場内最低賃金で雇用している従業員全てが分かる賃金台帳(又はそれに相当する書類)を提出してください。対象月については、賃上げ表明書と同じ月であることを確認してください。

⑧ 海外事業の準備状況を示す書類【*】(卒業枠(グローバル展開を実施する場合に限る)・グローバルV字回復枠のみ)

- ・次のいずれかに該当する資料又はそれに準ずる資料

海外直接投資：海外子会社等の事業概要・財務諸表・株主構成が分かる資料
 海外市場開拓：海外市場の具体的な想定顧客が分かる資料
 インバウンド市場開拓：インバウンド市場の具体的な想定顧客が分かる資料
 海外事業者との共同事業：共同研究契約書又は業務提携契約書(検討中の案を含む) 等

- ※ Word等で作成の上、PDF形式に変換した電子ファイルを電子申請システムの所定の場所に添付してください(様式自由、ページ数制限なし)。
- ※ 提出資料は日本語で作成されたもの、もしくは日本語訳のあるものに限りします。

⑨ 従業員数を示す書類【**】(卒業枠、グローバルV字回復枠は不要)

- ・労働基準法に基づく労働者名簿の写し
- ※ 最低賃金枠に申請する場合には、申請時点のものに加え、最低賃金要件の対象となる3か月分の労働者名簿についても提出する必要があります。ただし、変更がない場合には、申請時点のもののみでかまいません。

⑩ 事業場内最低賃金を示す書類【**】(最低賃金枠のみ)

- ・最低賃金確認書(事業者名)
- ※ 併せて、最低賃金要件の対象となる3か月分、最低賃金+30円以内の従業員全てがわかる賃金台帳(又はそれに相当する書類)を提出してください。

⑪ 令和3年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等による影響を受けたことにより、2021年1月～8月のいずれかの月の売上高が対前年（又は対前々年）同月比で30%以上減少していることを証明する書類【**】（令和3年の国による緊急事態宣言による影響を受けたことの誓約、売上高減少に係る証明書類）（緊急事態宣言特別枠で提出は【必須】となります）

※ 誓約の根拠となる資料として、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（一時支援金）における保存書類の例を参照の上、適切に保存してください。

⑫ 2021年1月～8月のいずれかの月の固定費（家賃+人件費+光熱費等の固定契約料）が同月に受給した協力金の額を上回ることを証明する書類【**】（緊急事態宣言特別枠で提出は【任意】となります）

⑬ 審査における加点を希望する場合に必要な追加書類等【**】

・ 加点①： 令和3年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、2021年1月～8月のいずれかの月の売上高が対前年（又は対前々年）同月比で30%以上減少していることを証明する書類（令和3年の国による緊急事態宣言による影響であることの誓約書）

※緊急事態宣言特別枠に応募申請する事業者は、⑩と重複しますので、追加提出は不要です。

・ 加点②： 2021年1月～8月のいずれかの月の固定費（家賃+人件費+光熱費等の固定契約料）が同月に受給した協力金の額を上回ることを証明する書類

※緊急事態宣言特別枠に応募申請する事業者は、⑩として提出される場合、追加提出は不要です。

※緊急事態宣言の発令に伴う時短営業要請等に向けた「協力金」が対象であり、家賃支援給付金や雇用調整助成金等の受給をもって加点対象とすることはできません。

・ 加点③： 経済産業省が行うEBPM（エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）の取組に対する協力

※様式は不要です。電子申請システムにより、該当項目にチェックしていただくことで登録できます。

経済産業省が事業者間の連携の推進を図るために、申請時に提出される情報の扱いを以下のとおり分類します。

無記入：経済産業省が指定するサイトを通じて開示することがあります。

【*】：経済産業省が指定するサイトを運営する関係者に開示することがあります。なお、申請事業者の許可があれば、経済産業省が指定するサイトの利用者の求めに応じて開示することがあります。

【**】：申請事業者の許可があれば、経済産業省が指定するサイトを運営する関係者、又は経済産業省が指定するサイトの利用者の求めに応じて、開示することがあります。

⑪ 令和3年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等による影響を受けたことにより、2021年1月～8月のいずれかの月の売上高が対前年（又は対前々年）同月比で30%以上減少していることを証明する書類【**】（令和3年の国による緊急事態宣言による影響を受けたことの誓約、売上高減少に係る証明書類）（緊急事態宣言特別枠で提出は【必須】となります）

※ 誓約の根拠となる資料として、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（一時支援金）における保存書類の例を参照の上、適切に保存してください。

⑫ 2021年1月～8月のいずれかの月の固定費（家賃+人件費+光熱費等の固定契約料）が同月に受給した協力金の額を上回ることを証明する書類【**】（緊急事態宣言特別枠で提出は【任意】となります）

⑬ 審査における加点を希望する場合に必要な追加書類等【**】

・ 加点①： 令和3年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、2021年1月～8月のいずれかの月の売上高が対前年（又は対前々年）同月比で30%以上減少していることを証明する書類（又は、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等による影響を受けたことにより、令和3年1月～8月のいずれかの月の付加価値額が対前年又は前々年の同月比で45%以上減少していることを証する書類）

（令和3年の国による緊急事態宣言による影響であることの誓約書）

※緊急事態宣言特別枠に応募申請する事業者は、⑩と重複しますので、追加提出は不要です。

・ 加点②： 2021年1月～8月のいずれかの月の固定費（家賃+人件費+光熱費等の固定契約料）が同月に受給した協力金の額を上回ることを証明する書類

※緊急事態宣言特別枠に応募申請する事業者は、⑩として提出される場合、追加提出は不要です。

※緊急事態宣言の発令に伴う時短営業要請等に向けた「協力金」が対象であり、家賃支援給付金や雇用調整助成金等の受給をもって加点対象とすることはできません。

・ 加点③： 経済産業省が行うEBPM（エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）の取組に対する協力

※様式は不要です。電子申請システムにより、該当項目にチェックしていただくことで登録できます。

経済産業省が事業者間の連携の推進を図るために、申請時に提出される情報の扱いを以下のとおり分類します。

無記入：経済産業省が指定するサイトを通じて開示することがあります。

【*】：経済産業省が指定するサイトを運営する関係者に開示することがあります。なお、申請事業者の許可があれば、経済産業省が指定するサイトの利用者の求めに応じて開示することがあります。

【**】：申請事業者の許可があれば、経済産業省が指定するサイトを運営する関係者、又は経済産業省が指定するサイトの利用者の求めに応じて、開示することがあります。

学等を含む) が共同体を構成して製品開発を行うなど、経済的波及効果が期待できるか。

(5) 加点項目

【令和3年の国による緊急事態宣言の影響を受けた事業者に対する加点】

- ①令和3年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、2021年1月～8月のいずれかの月の売上高が対前年(又は対前々年)同月比で30%以上減少していること。
- ②上記①の条件を満たした上で、2021年1月～8月のいずれかの月の固定費(家賃+人件費+光熱費等の固定契約料)が同月に受給した協力金の額を上回ること。

【最低賃金枠申請事業者に対する加点】

- ③指定の要件を満たし、最低賃金枠に申請すること。

【経済産業省が行うEBPMの取組への協力に対する加点】

- ④データに基づく政策効果検証・事業改善を進める観点から、経済産業省が行うEBPMの取組に対して、採否に関わらず、継続的な情報提供が見込まれるものであるか。

※ ①、②の加点項目については、エビデンスとなる添付書類を提出し、各要件に合致することが確認できた場合にのみ加点されます。④の加点項目については、電子申請システム上でチェック事項を入力してください。

学等を含む) が共同体を構成して製品開発を行うなど、経済的波及効果が期待できるか。

(5) 加点項目

【令和3年の国による緊急事態宣言の影響を受けた事業者に対する加点】

- ①令和3年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、2021年1月～8月のいずれかの月の売上高が対前年(又は対前々年)同月比で30%以上減少していること。
(又は、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等による影響を受けたことにより、令和3年1月～8月のいずれかの月の付加価値額が対前年又は前々年の同月比で45%以上減少していること。)

- ②上記①の条件を満たした上で、2021年1月～8月のいずれかの月の固定費(家賃+人件費+光熱費等の固定契約料)が同月に受給した協力金の額を上回ること。

【最低賃金枠申請事業者に対する加点】

- ③指定の要件を満たし、最低賃金枠に申請すること。

【経済産業省が行うEBPMの取組への協力に対する加点】

- ④データに基づく政策効果検証・事業改善を進める観点から、経済産業省が行うEBPMの取組に対して、採否に関わらず、継続的な情報提供が見込まれるものであるか。

※ ①、②の加点項目については、エビデンスとなる添付書類を提出し、各要件に合致することが確認できた場合にのみ加点されます。④の加点項目については、電子申請システム上でチェック事項を入力してください。

6.	経済産業省ミラサポ plus「電子申請サポート」により作成した事業財務情報	<ul style="list-style-type: none"> ・事業財務情報（事業者名） (※) 「中小企業向け補助金・総合支援サイト ミラサポplus (https://mirasapo-plus.go.jp/)」の会員登録が必要です。GビズIDプライムアカウント又は暫定プライムアカウントでログインし、「電子申請サポート」の「事業財務情報」を入力してください。赤いアスタリスク(*)が付いた項目が必須項目です。なお、白色申告の個人事業主で貸借対照表を作成していない等記入できない項目がある場合は「0」と入力いただいで差し支えございません。 (※) 入力・保存後の、「事業財務情報」画面をブラウザの印刷機能でPDF出力し、ご提出ください。 (参考) ミラサポ plus により電子申請サポートの作成を行うにはミラサポ plus での財務情報の管理方法 (Youtube)
7.	賃金引上げ計画の表明書（大規模賃金引上枠のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・賃上げ表明書（事業者名） ※ 申請時点の直近月の事業場内最低賃金が明記され、これを引き上げる計画がわかる書面を提出してください。 ・賃金台帳の写し（事業者名） ※ 直近の事業場内最低賃金で雇用している従業員全てが分かる賃金台帳（又はそれに相当する書類）を提出してください。対象月については、賃上げ表明書と同じ月であることを確認してください。
8.	海外事業の準備状況を示す書類（卒業枠、グローバル V 字回復枠のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・海外展開準備書類（事業者名）
9.	労働者名簿（卒業枠、グローバル V 字回復枠は不要）	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者名簿の写し（事業者名）
10.	事業場内最低賃金を示す書類（最低賃金枠のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金確認書（事業者名） ※ 別途公開のエクセルフォーマットに入力の上、提出してください。 ・賃金台帳の写し（事業者名） ※ 最低賃金要件の対象となる3か月分、最低賃金+30円以内の従業員全てがわかる賃金台帳（又はそれに相当する書類）を提出してください。

6.	経済産業省ミラサポ plus「電子申請サポート」により作成した事業財務情報	<ul style="list-style-type: none"> ・事業財務情報（事業者名） (※) 「中小企業向け補助金・総合支援サイト ミラサポplus (https://mirasapo-plus.go.jp/)」の会員登録が必要です。GビズIDプライムアカウント又は暫定プライムアカウントでログインし、「電子申請サポート」の「事業財務情報」を入力してください。赤いアスタリスク(*)が付いた項目が必須項目です。なお、白色申告の個人事業主で貸借対照表を作成していない等記入できない項目がある場合は「0」と入力いただいで差し支えございません。 (※) 入力・保存後の、「事業財務情報」画面をブラウザの印刷機能でPDF出力し、ご提出ください。 (参考) ミラサポ plus により電子申請サポートの作成を行うにはミラサポ plus での財務情報の管理方法 (Youtube)
7.	賃金引上げ計画の表明書（大規模賃金引上枠のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・賃上げ表明書（事業者名） ※ 申請時点の直近月の事業場内最低賃金が明記され、補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3~5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を45円以上引き上げる計画を従業員等に表明していることがわかる書面を提出してください。 ・賃金台帳の写し（事業者名） ※ 直近の事業場内最低賃金で雇用している従業員全てが分かる賃金台帳（又はそれに相当する書類）を提出してください。対象月については、賃上げ表明書と同じ月であることを確認してください。
8.	海外事業の準備状況を示す書類（卒業枠、グローバル V 字回復枠のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・海外展開準備書類（事業者名）
9.	労働者名簿（卒業枠、グローバル V 字回復枠は不要）	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者名簿の写し（事業者名）
10.	事業場内最低賃金を示す書類（最低賃金枠のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金確認書（事業者名） ・賃金台帳の写し（事業者名） ※ 最低賃金要件の対象となる3か月分、最低賃金+30円以内の従業員全てがわかる賃金台帳（又はそれに相当する書類）を提出してください。

11.	令和3年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等による影響を受けたことにより、2021年1月～8月のいずれかの月の売上高が対前年（又は対前々年）同月比で30%以上減少していることを証明する書類 （緊急事態宣言特別枠【必須】）	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年の国による緊急事態宣言の影響を受けたことの宣誓（事業者名） 売上高減少に係る証明書類（事業者名） <p>※証明書類は別添を参照してください。3. で提出する書類と重複する場合には、追加の提出は不要です。</p>
12.	2021年1月～8月の固定費が同月に受給した協力金の額を上回ることを証明する書類 （緊急事態宣言特別枠【任意】）	<ul style="list-style-type: none"> 固定費が確認できる書類（事業者名） 協力金の受給に係る証明書（事業者名）
13.	<p>【加点①】</p> <p>令和3年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等による影響を受けたことにより、2021年1月～8月のいずれかの月の売上高が対前年（又は対前々年）同月比で30%以上減少していることを証明する書類</p> <p>【加点②】</p> <p>2021年1月～8月の固定費が同月に受給した協力金の額を上回ることを証明する書類</p> <p>【加点③】</p> <p>経済産業省が行うEBPMの取組に対する協力</p>	<p>【加点①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年の国による緊急事態宣言の影響を受けたことの宣誓（事業者名） 売上高減少に係る証明書類（事業者名） <p>※証明書類は別添を参照してください。3. で提出する書類と重複する場合には、追加の提出は不要です。</p> <p>※緊急事態宣言特別枠に応募申請する事業者は、11. と重複しますので、追加提出は不要です。</p> <p>【加点②】</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定費に係る証明書（事業者名） 協力金の受給に係る証明書（事業者名） <p>※緊急事態宣言特別枠に応募申請する事業者で、12. と重複する場合には、追加の提出は不要です。</p> <p>※緊急事態宣言の発令に伴う時短営業要請等に向けた「協力金」が対象であり、家賃支援給付金や雇用調整助成金等の受給をもって加点対象とすることはできません。</p> <p>【加点③】</p> <ul style="list-style-type: none"> EBPMへの協力 <p>※協力いただける場合は、電子申請システム上でチェック事項を入力してください。</p>

11.	<p>伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等による影響を受けたことにより、2021年1月～8月のいずれかの月の売上高が対前年（又は対前々年）同月比で30%以上減少していることを証明する書類</p> <p>（又は、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等による影響を受けたことにより、令和3年1月～8月のいずれかの月の付加価値額が対前年又は前々年の同月比で45%以上減少していることを証明する書類）</p> <p>（緊急事態宣言特別枠【必須】）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年の国による緊急事態宣言の影響を受けたことの宣誓（事業者名） 売上高減少に係る証明書類（事業者名） （・付加価値額減少に係る証明書類（事業者名）） <p>※証明書類は別添を参照してください。3. 4. で提出する書類と重複する場合には、追加の提出は不要です。</p>
12.	2021年1月～8月の固定費が同月に受給した協力金の額を上回ることを証明する書類 （緊急事態宣言特別枠【任意】）	<ul style="list-style-type: none"> 固定費が確認できる書類（事業者名） 協力金の受給に係る証明書（事業者名）

13.	<p>【加点①】</p> <p>令和3年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等による影響を受けたことにより、2021年1月～8月のいずれかの月の売上高が対前年（又は対前々年）同月比で30%以上減少していることを証明する書類</p> <p>（又は、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等による影響を受けたことにより、令和3年1月～8月のいずれかの月の付加価値額が対前年又は前々年の同月比で45%以上減少していること。）</p> <p>【加点②】</p> <p>2021年1月～8月の固定費が同月に受給した協力金の額を上回ることを証明する書類</p> <p>【加点③】</p> <p>経済産業省が行うEBPMの取組に対する協力</p>	<p>【加点①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年の国による緊急事態宣言の影響を受けたことの宣誓（事業者名） 売上高減少に係る証明書類（事業者名） （・付加価値額減少に係る証明書類（事業者名）） <p>※証明書類は別添を参照してください。3. で提出する書類と重複する場合には、追加の提出は不要です。</p> <p>※緊急事態宣言特別枠に応募申請する事業者は、11. と重複しますので、追加提出は不要です。</p> <p>【加点②】</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定費に係る証明書（事業者名） 協力金の受給に係る証明書（事業者名） <p>※緊急事態宣言特別枠に応募申請する事業者で、12. と重複する場合には、追加の提出は不要です。</p> <p>※緊急事態宣言の発令に伴う時短営業要請等に向けた「協力金」が対象であり、家賃支援給付金や雇用調整助成金等の受給をもって加点対象とすることはできません。</p> <p>【加点③】</p> <ul style="list-style-type: none"> EBPMへの協力 <p>※協力いただける場合は、電子申請システム上でチェック事項を入力してください。</p>
-----	---	--